

【資料12】

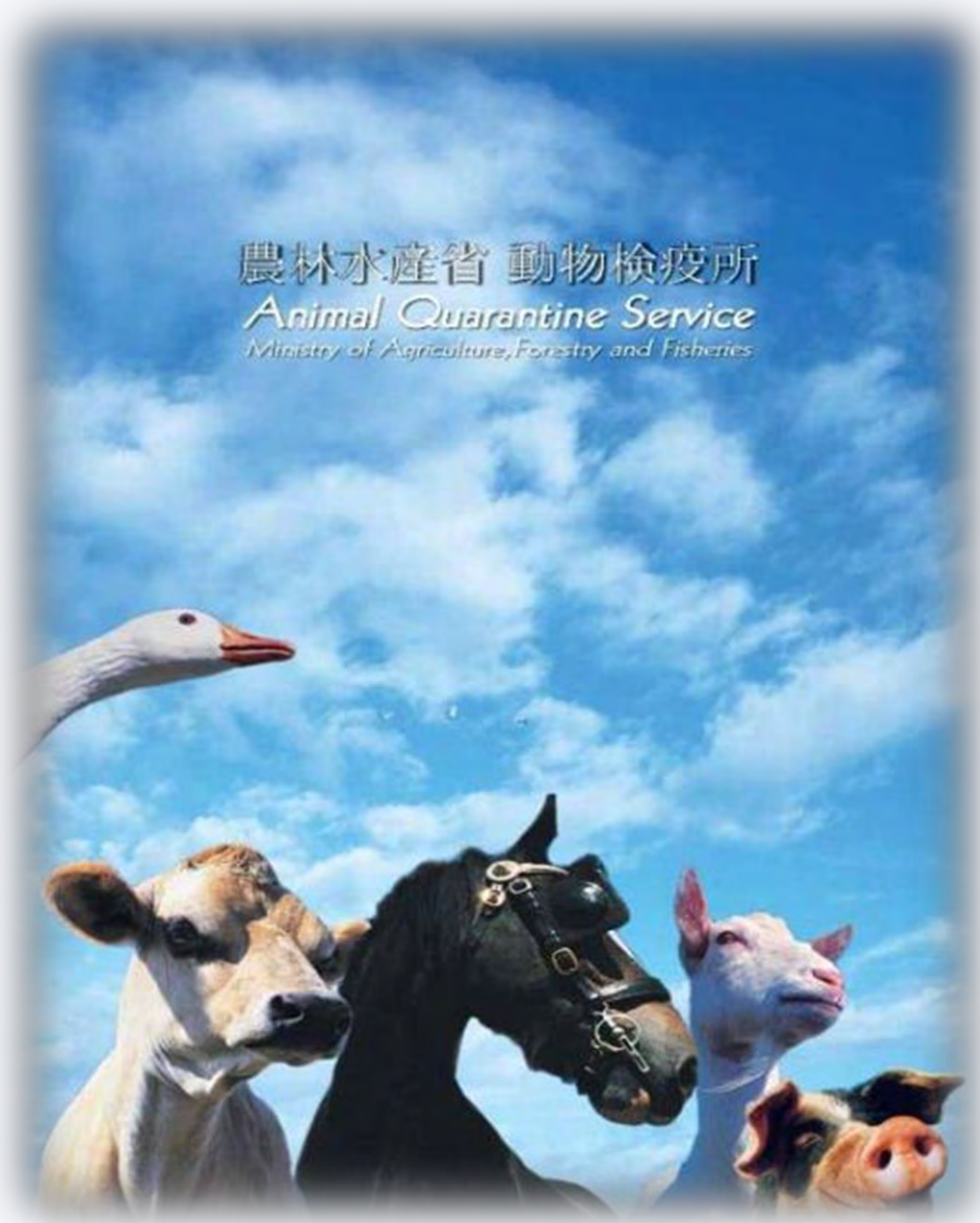
動物検疫業務の概要



動植物検疫探知犬
イメージキャラクター
「クンくん」

令和6年4月15日

農林水産省 動物検疫所



本日の内容

1. 動物検疫の概要
輸入検疫の強化

2. 輸出促進

3. 国内支援 他

MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

本日の内容

1. 動物検疫の概要 輸入検疫の強化

2. 輸出促進

3. 国内支援 他

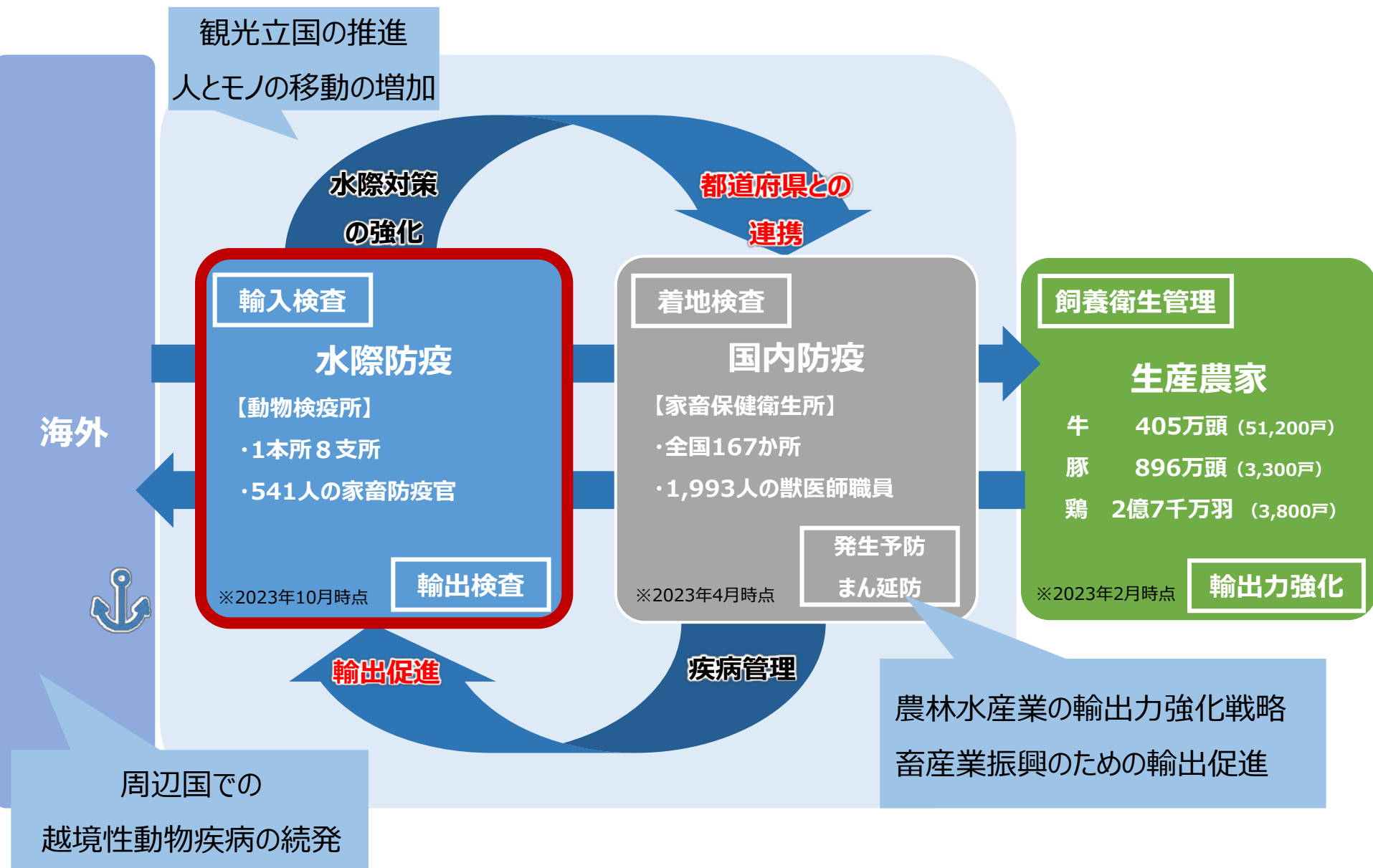
MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

我が国の家畜防疫体制（水際防疫と国内防疫）



動物検疫所の配置（1本所、8支所、18出張所、5分室）

● 動物検疫所を配置している場所：35箇所

（1本所、8支所、18出張所、5分室に加え、3事務所）
※胆振分室は指定港と一致しない

▲ 動物検疫所を配置していない指定港：75箇所

（京浜港（東京港区、横浜港区、川崎港区）及び阪神港（神戸港区、
尼崎西宮戸塚港区、大阪港区）はそれぞれ1箇所と計数）

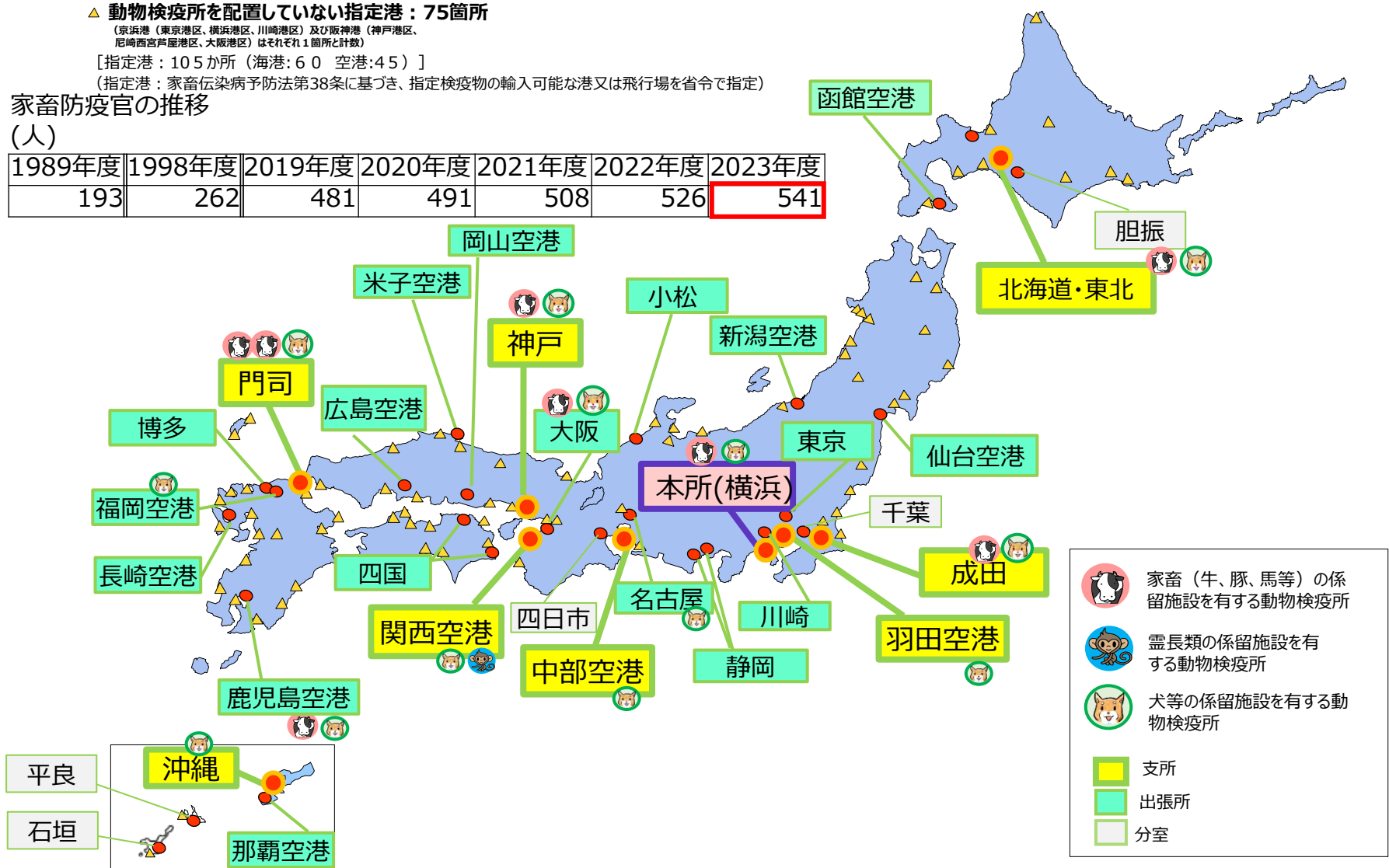
[指定港：105か所（海港：60 空港：45）]

（指定港：家畜伝染病予防法第38条に基づき、指定検疫物の輸入可能な港又は飛行場を省令で指定）

家畜防疫官の推移

（人）

1989年度	1998年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
193	262	481	491	508	526	541



動物検疫所の役割

海外からの伝染性疾病の侵入を防止し、畜産業の振興と公衆衛生の向上を図っています

農林水産省設置法第11条

- 1 家畜伝染病予防法に基づく輸出入動物、その他の物の検査、その他の措置
- 2 輸出入動物に対する狂犬病予防法に基づく検査
- 3 「感染症法」の規定による輸入動物の検査、これに基づく措置
- 4 輸出入動物の健康検査
- 5 動物用生物学的製剤及び予防器具の保管、配付、譲与及び貸付け
- 6 「委託」を受けて動物その他の物に対する検査又は消毒を行うこと

動物の係留検査



保税倉庫や
コンテナターミナル等での
畜産物の検査



空海港の
動物検疫カウンターでの
旅客等の手荷物検査



犬・猫等の検査



動物検疫業務に係る主な法律

法 律	目 的	主な検疫対象物	検疫対象疾病
家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号)	家畜の伝染性疾病（寄生虫を含む）の発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図る	●偶蹄類の動物 ●馬 ●家きんとその卵 ●うさぎ、蜜蜂 ●犬 ●これらの骨、肉、皮、毛等 ●ソーセージ、ハム、ベーコン ●穀物のわら及び飼料用の乾草 	監視伝染病に限定 家畜伝染病（28種） 届出伝染病（71種）
狂犬病予防法 (昭和25年法律第247号)	狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る	●犬 ●猫 ●あらいぐま ●きつね ●スカンク 	狂犬病 1958年以降 我が国での発生なし
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、公衆衛生の向上及び増進を図る	●サル 	エボラ出血熱 マールブルグ病
水産資源保護法 (昭和26年法律第313号)	水産資源の保護培養を図り、且つ、その効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与する	●魚類（さけ科魚類、こい、ふな属魚類（きんぎょ等）、こくれん、はくれん等） ●甲殻類（くるまえばい科えび類、さくらえび科あきあみ属えび類、てながえび科えび類） ●貝類等（とこぶし、えぞあわび、まがき属かき類、ほたてがい、まぼや 等） 	24疾病 コイ春ウイルス血症 コイヘルペスウイルス病 ウイルス性出血性敗血症 イエローヘッド病 等

H15のコイヘルペスウイルス病の発生を機に対策強化、H19から動物検疫所に対応

(注) プレーリードック、ハクビシン、イタチアナグマ、タヌキ、コウモリ、ヤワゲネズミ等については、感染症法により輸入禁止

動物検疫所の家畜の係留施設



新門司検疫場
(門司支所)



苅藻検疫場
(神戸支所)



胆振分室
(北海道・東北支所)



太刀浦検疫場
(門司支所)



天浪検疫場
(成田支所)



鹿児島検疫場
(鹿児島空港出張所)

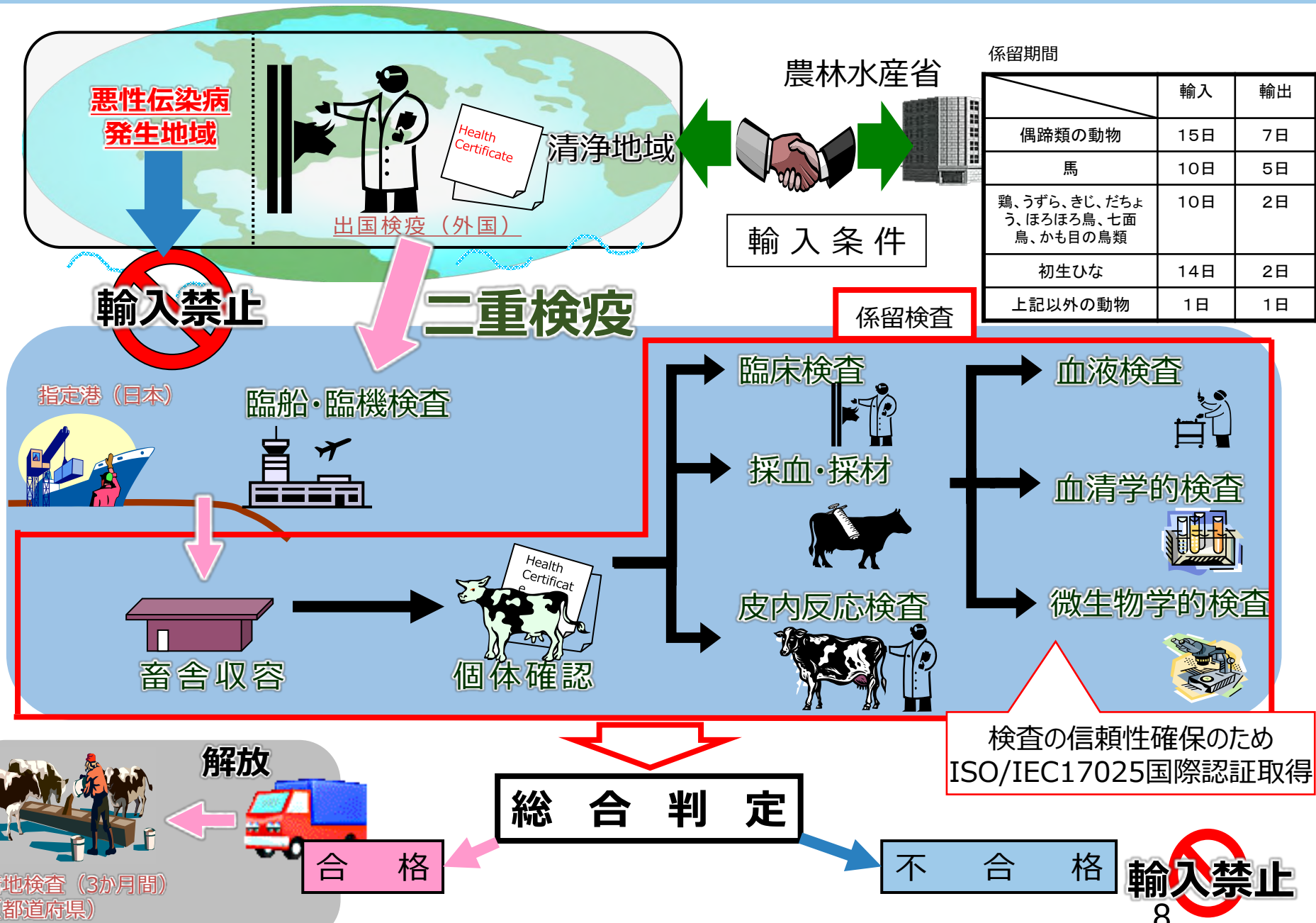


一突検疫場
(大阪出張所)



本所 (横浜)

生体動物（牛、馬、鶏等）の輸入検査



家畜の輸入検査（家畜伝染病予防法）



1. 臨船・臨機検査



2. 係留施設への輸送及び搬入



3. 書類検査



4. 臨床検査



5. 採血・採材



6. 精密検査

信頼性の確保

不合格

合格

7. 返送又は殺処分



8. 解放

検査の信頼性確保業務（実例）ISO/IEC17025:2017

- 平成16年 GLPの考えに基づく関係要領の制定、標準作業書（SOP）の整備開始
- 平成19年 検査業務点検(実地点検・定期点検)の開始（管理指導課を設置）
- 平成24年 ISO/IEC17025 国内で初めて家畜衛生分野で認定

ISO/IEC17025とは

試験所等の能力の評価に関する国際規格

ISO 9001

組織運営体制に基づく品質保証



試験等の技術的能力の評価



ISO/IEC 17025

- ・適正な組織運営
- ・技術的に的確
- ・妥当な結果を導き出す能力



ISO/IEC17025認定取得状況

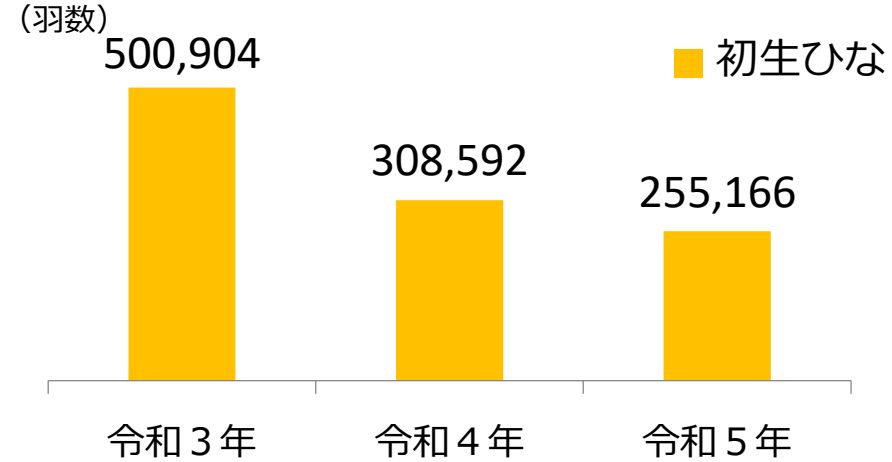
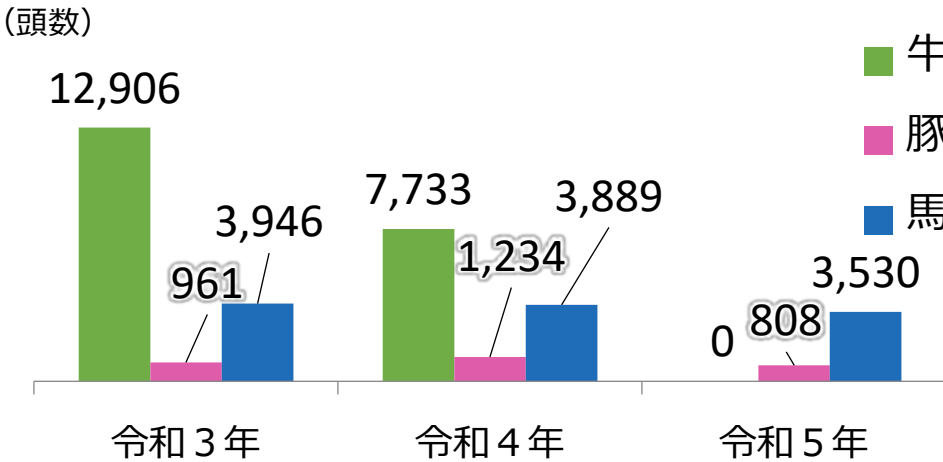
(2024年4月現在)

検査室	検査項目
検疫部 動物検疫課	馬伝染性貧血寒天ゲル内沈降反応検査
精密検査部 微生物検査課	オーエスキー病中和試験
精密検査部 病理・理化学検査課	ヨーネ病リアルタイムPCR法
精密検査部 海外病検査課	鳥インフルエンザ寒天ゲル内沈降反応検査
成田支所 動物検疫第1課	豚繁殖・呼吸器障害症候群（PRRS） ELISA法
神戸支所 検疫課荻藻検疫場	PCR法による畜種鑑別検査
門司支所 検疫第2課	馬伝染性貧血寒天ゲル内沈降反応検査

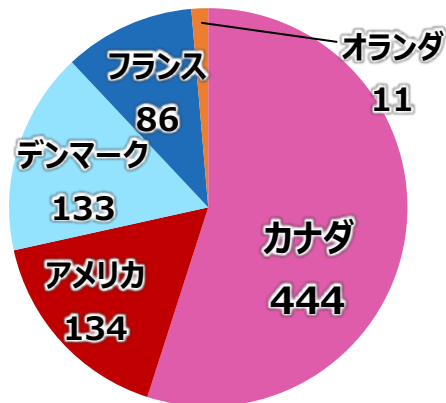
国際機関による獣医組織能力評価（**PVS**）においても、日本の検査及び水際のセキュリティは最高評価を受けています。

実験動物：動物実験実施施設の外部検証・認証機関による評価を受け認定証を取得（中部検査・診断センター、令和2年12月）

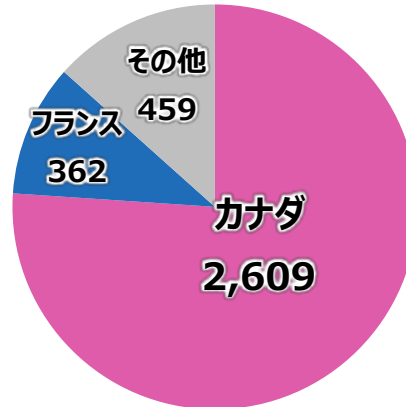
主な家畜の輸入検査実績（令和5年速報値）



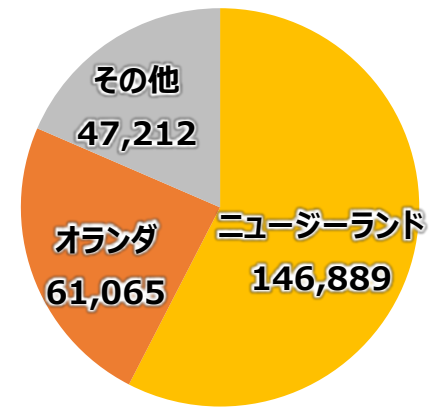
令和5年（速報値）国・地域別・用途別内訳



豚（国別内訳）
※全て繁殖用

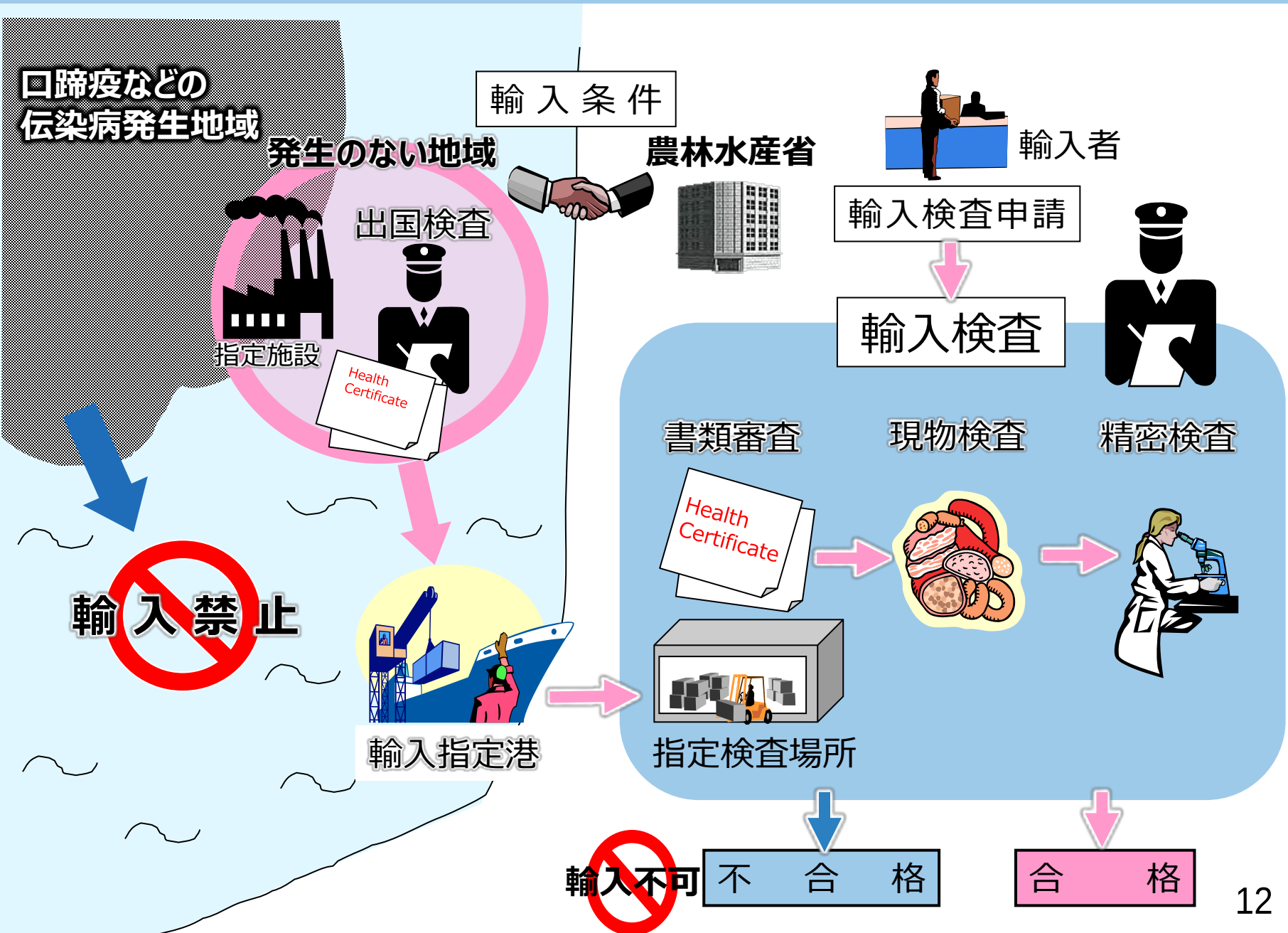


馬（国別内訳）
※カナダは全て肥育用



初生ひな（国別内訳） 11

畜産物（肉、ソーセージ等）の輸入検査



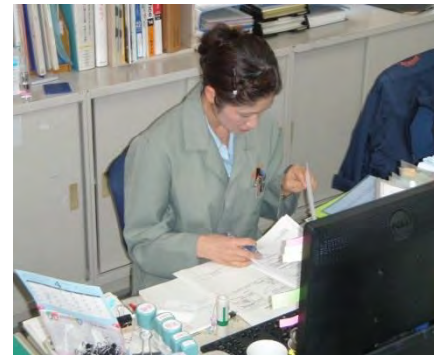
畜産物の輸入検査（家畜伝染病予防法）



1. 輸入港への到着



2. 指定検査場所



3. 書類検査



4. 現物検査



5. 精密検査



6. 消毒

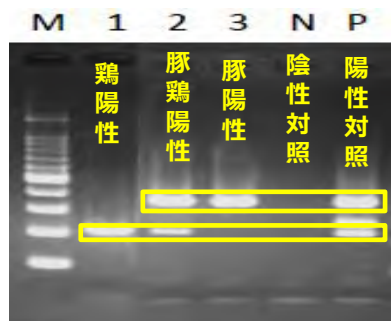
合格

7. 輸入検疫証明書の交付

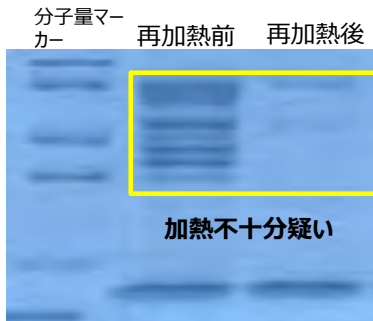
不合格

8. 焼却、埋却処分

肉種鑑別検査



加熱状況確認検査



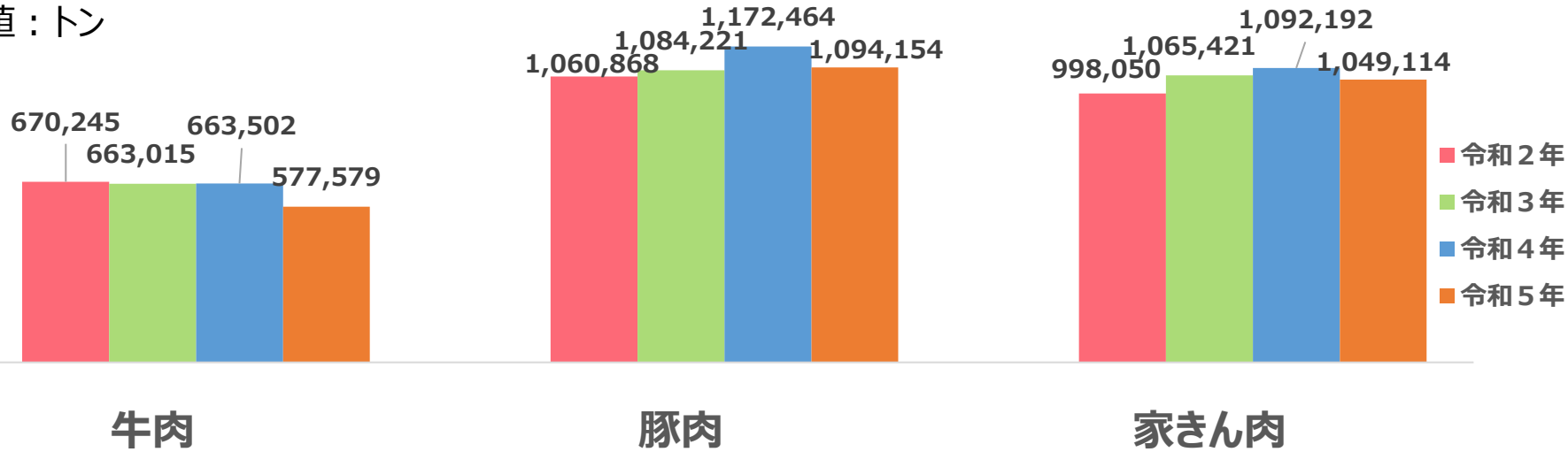
指定検疫物に該当する畜産物等

- (1) 卵
- (2) 骨、肉、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄、腱、臓器
- (3) 骨粉、肉粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉、臓器粉
- (4) 生乳、乳製品、精液、未受精卵、受精卵、糞、尿
- (5) ハム、ソーセージ、ベーコン
- (6) 穀物のわら及び乾草

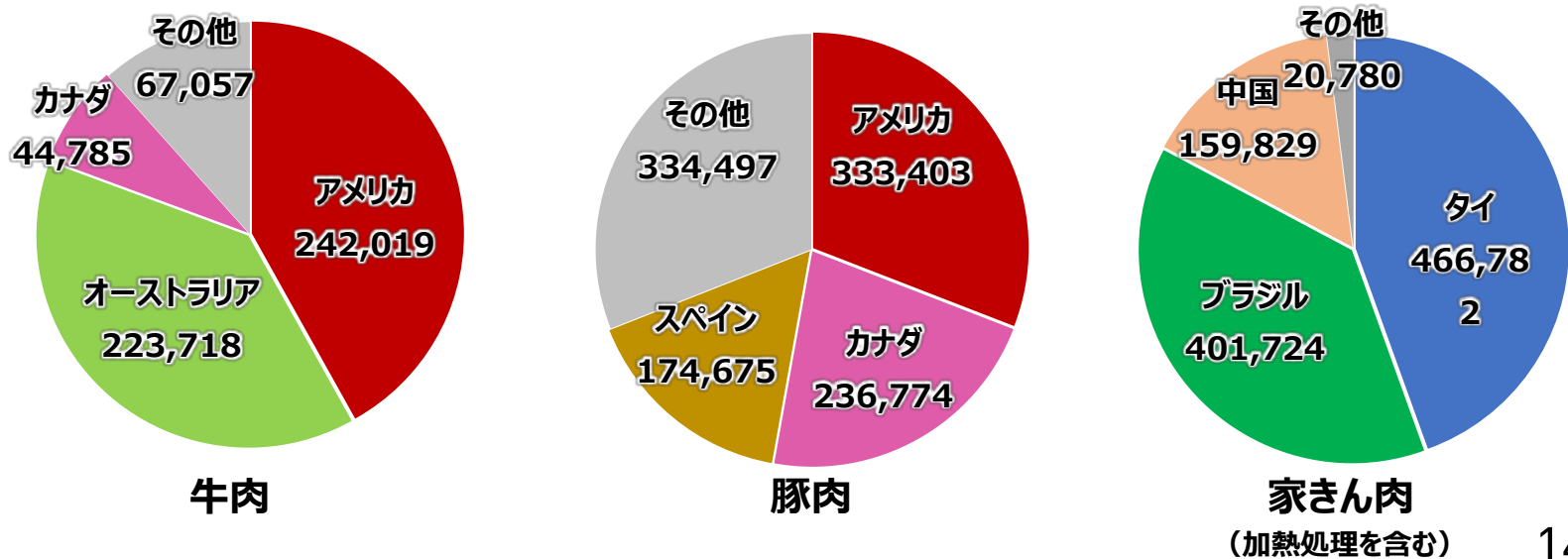
主な畜産物（肉類※）の輸入検査実績（令和5年速報）

※肉類は畜産物等のうち7割以上を占めるため、例示したもの

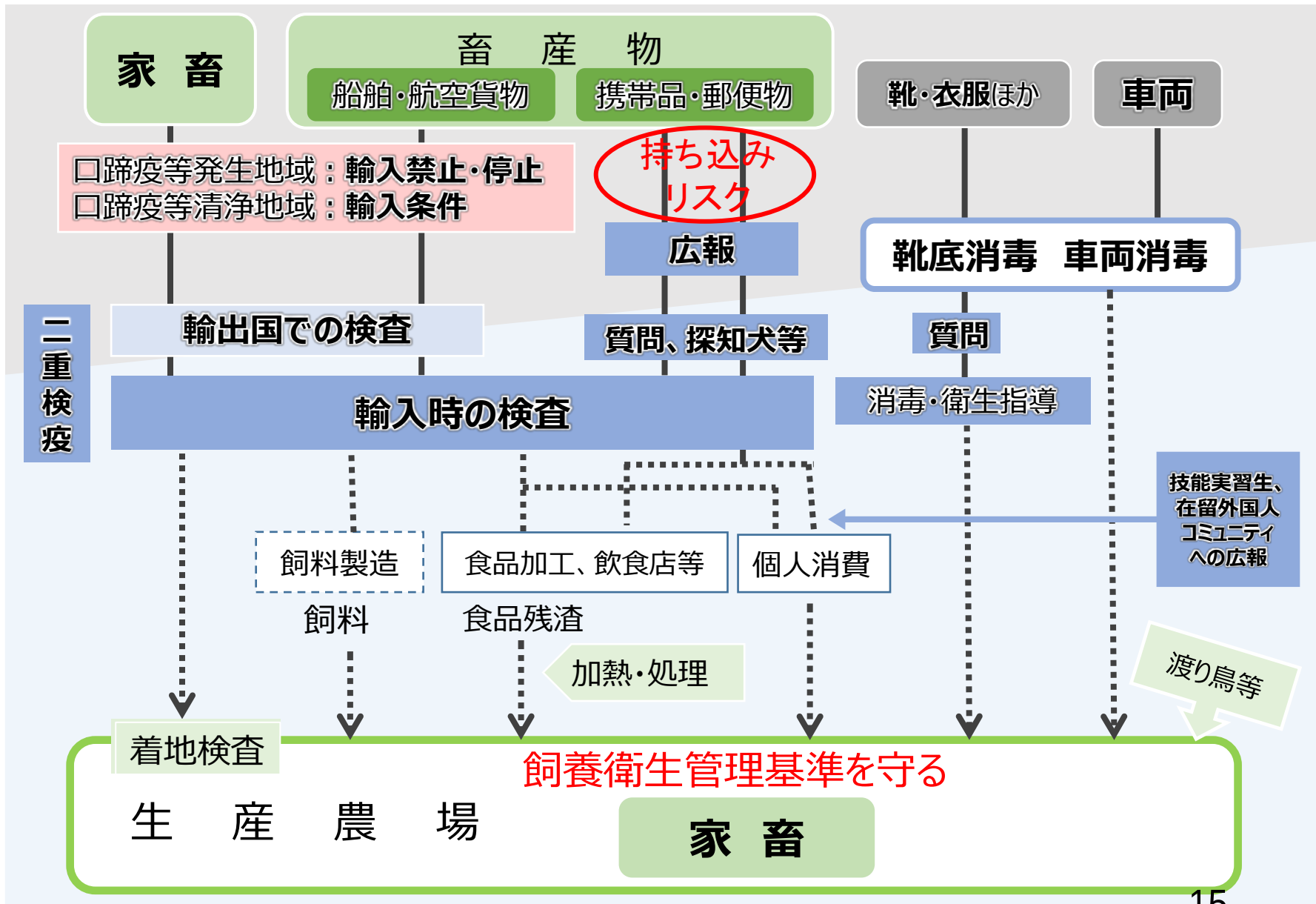
数値：トン



令和5年（速報値）国・地域別内訳



家畜の伝染病の主な侵入経路と対策

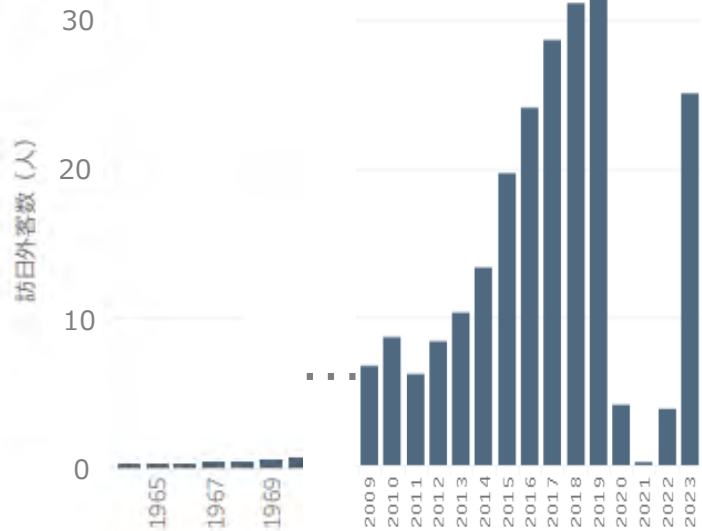


訪日外国人旅行者数の推移

(JNTO (日本政府観光局) 統計を元に作成)

(百万人)

訪日外客数・年別

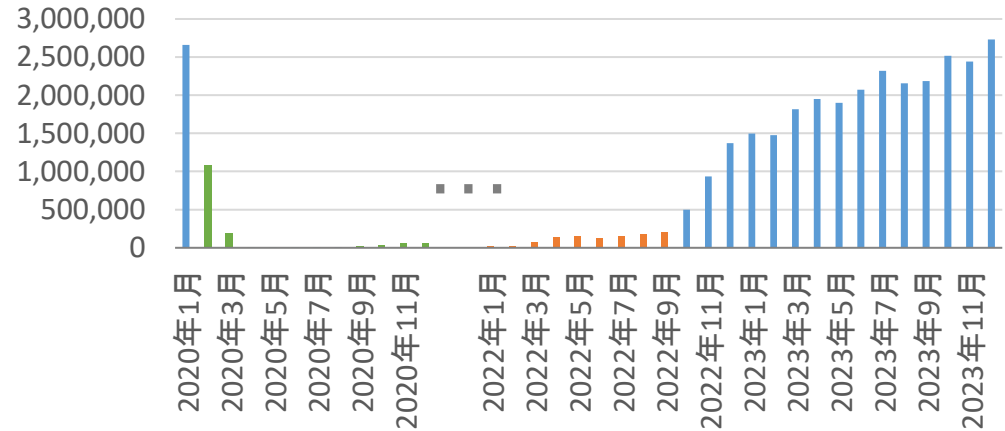


訪日外客数・月別 (2020年1月以降)

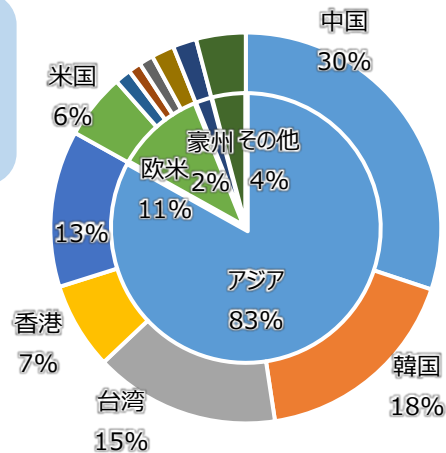
(人)

※2021年1月～12月は省略。

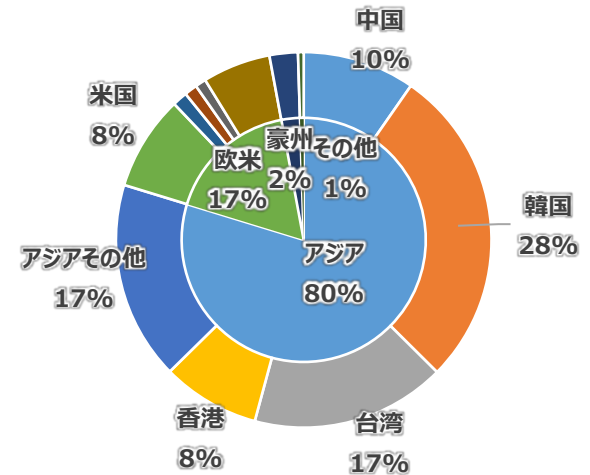
※推計値・暫定値を含む



訪日外客数政府目標：
2030年までに
年間6,000万人



2019年1月～12月 (訪日外客数 : 31,882,049人)

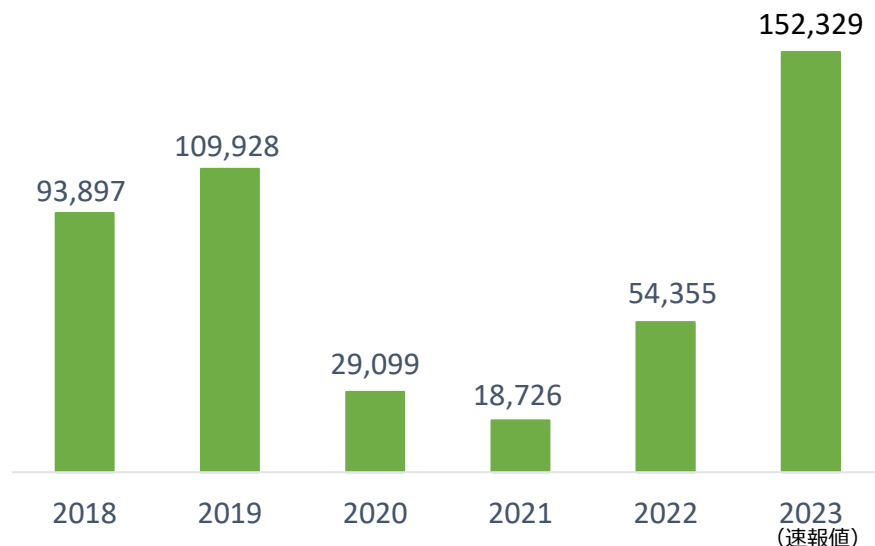


2023年1月～12月 (訪日客数 : 25,066,350人)

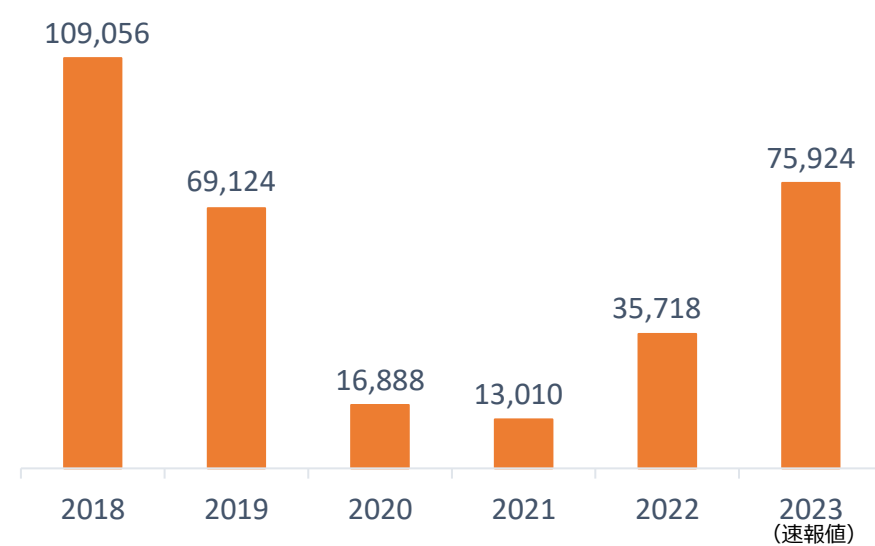
訪日外客数の国・地域別内訳 (2019年・2023年)

携帯品で持ち込まれた輸入禁止品等の摘発状況

携帯品による輸入禁止品等の件数（件）



携帯品による輸入禁止品等の数量（kg）



摘発上位国・地域の状況

<2022年>

	国・地域	件数（件）	重量（kg）
1	ベトナム	8,095	7,859
2	フィリピン	7,409	5,190
3	韓国	4,896	3,289
4	中国	4,212	2,683
5	タイ	4,052	1,784
6	アメリカ	3,799	1,346

<2023年（速報値）>

	国・地域	件数（件）	重量（kg）
1	韓国	25,065	9,886
2	中国	24,502	14,719
3	フィリピン	12,182	7,213
4	タイ	11,520	3,915
5	ベトナム	10,940	9,600
6	アメリカ	6,509	2,585

携帯品として持ち込まれる畜産物の検疫対応

携帯品として持ち込まれた畜産物からアフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の**ウイルスを分離**

モニタリング検査

検査対象：中国、韓国、台湾、フィリピン等からの牛、豚、鶏の筋肉、臓器等

国、地域名	ウイルス名	分離年	株種
中国	鳥インフルエンザ	2015年	H9N2（3株）、H1N2（1株）、 H5N6（1株）、H5N1（1株）
		2016年	H5N6（1株）、H7N9（1株）、 H9N2（1株）
		2017年	H7N9（2株）
		2018年	H7N3（1株）、H5N6（2株）
	アフリカ豚熱	2019年	2株
台湾	鳥インフルエンザ	2015年	H9N2（1株）
		2018年	H5N1（1株）、H6N1（1株）
フィリピン	ニューカッスル病	2015年	1株
	アフリカ豚熱	2020年	2株
ベトナム	ニューカッスル病	2016年	1株
	鳥インフルエンザ	2016年	H9N2（2株）
		2018年	H5N2（1株）、H9N2（1株）
		2019年	H9N2（1株）
ミャンマー	ニューカッスル病	2020年	1株

- 中国、フィリピンから持込まれたソーセージ等の肉製品4件より**アフリカ豚熱のウイルスが分離**

- 中国、ベトナム、ラオス、カンボジア、フィリピン等から持込まれた携帯品より、アフリカ豚熱**ウイルスの遺伝子**を検出。

※150件(2024年2月末現在)



自家製ソーセージ
(青島から中部空港)



ソーセージ
(上海から中部空港)



豚肉ソーセージ
(北京から新千歳空港)



自家製餃子
(上海から羽田空港)



ソーセージ
(上海から羽田空港)



ソーセージ
(瀋陽から中部空港)



豚肉調整品
(ハノイから成田空港)



ソーセージ
(延吉から関西空港)

家畜伝染病予防法改正により強化された水際検疫について

- 平成30年8月の中国でのアフリカ豚熱（ASF）発生以降、アジアにおいて、19か国・地域に発生が拡大。
- 中国・ベトナム等から日本に持ち込まれた肉製品から、ASFウイルスの遺伝子を検出。
- ASFの我が国への侵入脅威が高まっているため、水際対策を強化し、家畜伝染病の侵入防止を徹底する必要。

法改正による強化

【令和2年7月1日施行】

- 質問・検査権限**：入国者の携帯品中の畜産物（肉製品等）の有無を、
家畜防疫官が質問・検査できるよう措置【法第40条第5項】
- 廃棄権限**：携帯品及び国際郵便物検査の結果、発見された違反畜産物について、
家畜防疫官が廃棄できるよう措置【法第46条第4項】
- 厳罰化**：輸入検査に関する**罰則を強化**（近隣諸国と比較しても最高水準）。
（輸入検査を受けない場合の罰金100万円【法第63条及び第69条】
→ **300万円（個人）**、**5,000万円（法人）**）

国際空海港における旅客に対する水際対策

出発国

機内アナウンス

日本

事前対応型広報

現地空港カウンターでポスター掲示、注意喚起



空港/港

出国前の情報提供



<海外向け情報配信>

- 現地SNS
- 海外メディア向けニュースリリース
- 多言語動画

現場対応検査



靴底消毒



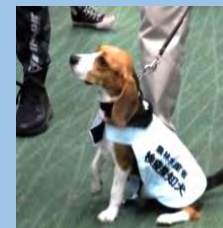
多言語ポスター・リーフレット



税関との連携



口頭質問・通訳



動植物検疫探知犬



自主廃棄用BOX



動植物検疫カウンター

出入国在留管理庁との連携（慎重審査）

空港/港

- 広報キャンペーン
- 入国者への情報提供



入国

動植物検疫探知犬の活動

動植物検疫探知犬とは…

- ・手荷物の中から動物検疫の検査を必要とする肉製品や農産物を嗅ぎ分けて発見する訓練を受けた犬
- ・日本では平成17年12月に成田空港に初めて導入 その後、主要空港を中心に導入している。
- ・令和2年度末に**140頭体制を構築**

参考：年度毎の動植物検疫探知犬配置総数

年度	H17	H27	H30	R1	R2
配置総数	2	18	33	53	140



動物検疫所Webサイト
「動植物検疫探知犬に
ついて」

aff 2023年11月号
「空港で嗅ぎ分ける検
疫探知犬の活躍」

探知業務



対象物を発見すると、座り込んでハンドラーに知らせる。



ハンドラーからの知らせを受けた家畜防疫官（動物検疫所職員）が手荷物検査を実施。

探知対象物

肉類



ハム、ソーセージ類



餃子等の肉製品



果物



必要に応じてセキュリティタグ※と動植物検疫カウンターへの案内紙を装着

→旅客のカウンターへの案内の効率化

※無理に外したり、セキュリティアンテナの側を通ると鳴動するタグ

アフリカ豚熱対策の強化

1 相手国から持ってこさせない

- 中国、ベトナム、韓国国内のSNS、現地メディア、旅行代理店等を通じた注意喚起
- 多言語動画の配信
 - ・ 動物検疫に関する動画をYouTubeで配信
(日本語、英語、中国語、ベトナム語、タガログ語、韓国語)
- 航空会社等への情報提供、ポスター掲示・機内アナウンスの依頼
 - ・ 日本向け直行便で機内アナウンスを実施
(中国便・韓国便は全便数のうち約9割)
 - ・ 一部の航空会社においては、現地の空港カウンターでポスターを掲示
 - ・ 宅配会社にポスターやリーフレットを送付するとともに各社HPへの掲載を依頼
- 広報ポスターの掲示
 - ・ 全国の空港や港などに多言語ポスター約1,000枚掲示
- 広報キャンペーン、報道機関を通じた注意喚起
 - ・ 日本養豚協会(JPPA)と連携したキャンペーンを実施
- 在外公館を通じた、訪日外国人への注意喚起
(査証発給時のリーフレットによるお知らせ)
- 関係機関を通じて、外国人技能実習生に動物検疫制度を周知



広報ポスター



中国の空港カウンター
(ポスターによる案内)

2 日本に入れさせない

● 動植物検疫探知犬の増頭

- ・ 追加措置し、**140頭体制**に強化（**2021年3月末**時点）

● 畜産物の違法な持込みに対する対応の厳格化（2019年4月22日～）

- ・ 個人消費用やお土産用であっても、警察への通報又は告発の対象として**警告書を交付**（2019年4月22日～2023年12月31日の間に約**3,800枚**を交付）
- ・ **違反者情報をデータベース化**し、関係省庁と連携して対応（逮捕事例あり）

● 高リスク便に対する携帯品検査の重点実施

- ・ **検疫探知犬による探知や家畜防疫官による口頭質問**を重点的に実施
- ・ **税関と連携した検査を実施**

● アフリカ豚熱発生国からの豚由来畜産物の検査強化

- ・ 2024年2月末現在、携帯品畜産物（生に近くりスクの高い物）をPCR検査、**150件からアフリカ豚熱ウイルス遺伝子を検出**（うち4件からアフリカ豚熱ウイルスを分離）

● 国際郵便物の検査を強化

- ・ 検疫探知犬の活用を拡大

● 各空海港における靴底消毒及び車両消毒の徹底

● 船舶・航空機の食品残渣の適切な処理について、事業者への確認・指導を継続的に実施



検疫探知犬による探知活動

3 農場に入れさせない

● 野生イノシシ対策を見据えたごみ対策の協力依頼

- ・ 環境省及び国交省を通じて、野生動物がいるような公園でのごみ対策の協力依頼を自治体、関係部局等に通知

● 食品原料に由来する飼料の加熱について都道府県や生産者団体等を通じて農家に徹底

比田勝港における動物検疫キャンペーンの実施

- ◎ 韓国の釜山広域市の野生いのししにおけるアフリカ豚熱感染確認に伴い、動物検疫所では各空港・港において畜産物の持込み禁止に関する広報、靴底消毒、車両消毒、携帯品検査等を強化
- ◎ 韓国釜山からのフェリー（パンスター、NINA）が毎日到着する比田勝港（対馬）において、動物検疫キャンペーンを開催

キャンペーンの概要

開催日	令和6年2月8日 (令和5年度は8月、12月にも実施)
入国者数	374名 (PANSTAR) 430名 (NINA)
合同参加者	長崎県対馬家畜保健衛生所
取材対応	対馬市CATV 西日本新聞 読売新聞 長崎新聞
内容	・検疫探知犬の出動 ・広報資材（ポスター、のぼり等）の掲示 ・広報資材（リーフレット、ポケットティッシュ等）の配布

↓ 広報資材（ハングル語ののぼり）



↓ 検疫探知犬の出動



← 到着フロアでの広報資材の配布



鹿児島空港における韓国からのチャーター便対応

◎ ゴルフツアー客を乗せた韓国からのチャーター機の到着に合わせ、ゴルフツアー客が携行するゴルフシューズ等の洗浄・消毒を強化

検査対応の概要

検査日	令和6年3月1日
対象機	大韓航空9785便（仁川発）
検査時間	10時45分～11時31分
検査対応	・動物検疫所の職員6名で対応 ・消毒マットによる靴底消毒 ・税関検査場内でのアナウンス ・靴底消毒ポスター掲示 ・全旅客への声掛け（畜産物等の所持、靴底消毒の実施等） ・ゴルフシューズの消毒（消毒カウンター2か所設置。78足実施） ・携帯品検査

1. 到着フロアでの靴底消毒の実施、アフリカ豚熱に係る注意喚起ポスターの掲示



2. 税関フロアでの旅客への声掛け（プラカードを用いて、畜産物の所持やゴルフシューズの洗浄・消毒への協力依頼）



3. ゴルフシューズの洗浄・消毒



ゴルフ場へのゴルフシューズ等消毒の徹底に関する協力依頼

- 我が国の観光業と畜産業の両立を図るため、動物検疫に係る周知、ゴルフ場の施設内におけるポスターの掲示及びゴルフ場利用前後の靴底等の洗浄・消毒の実施に係る協力依頼を県及び農政局と共に実施

1. ゴルフ場用ポスターの作成



2. 九州管内の韓国資本のゴルフ場への対面説明（11か所）

- ゴルフシューズ等の洗浄・消毒への協力依頼
- ポスターの掲示依頼
- 動物検疫に係る広報

県	ゴルフ場件数	対応日
佐賀県	3件	2/29
		3/8
		2/29
大分県	1件	2/26
長崎県	2件	2/27
		2/26
熊本県	4件	2/22
		2/22
		2/22
		2/22
		2/22
鹿児島県	1件	2/29



春節期間における動物検疫キャンペーンの実施

- ◎ 春節期間における国際便の旅客数増加等に適切に対応するため、動物検疫所では各空港・港において畜産物の持込み禁止に関する広報、口頭質問、携帯品検査等を徹底。
- ◎ 各空港・港の動物検疫所において都道府県や日本養豚協会と連携し、動物検疫キャンペーンを開催

実施日	空港・港	共同実施団体
令和6年2月2日	福岡空港	・都道府県畜産課 ・都道府県家畜保健衛生所 ・日本養豚協会 ・都道府県養豚協会 ・植物防疫所 ・税関 等
令和6年2月5日	成田空港	
令和6年2月7日	羽田空港	
令和6年2月9日	新千歳空港	
	関西空港	
	那覇空港	
令和6年2月12日	中部空港	※それぞれの空港・港によって、共同実施団体は異なる



【羽田空港】東京都、日本養豚協会、植物防疫所と連携して広報キャンペーンを実施



【那覇空港】動検、植防、税関で連携し、それぞれのマスコットキャラクターによる広報風景



【新千歳空港】北海道畜産振興課、各家畜保健衛生所、植物防疫所と連携して広報キャンペーンを実施

家畜伝染病予防法違反事案の対応の厳格化概要

1. 申告がないのに**肉製品等の所持が発覚**
2. 違反者の**パスポート情報等をデータベース化**
3. **警告書**の交付
4. 悪質性が認められる場合は**警察に通報・告発**
5. **罰則**は三年以下の**懲役**又は**300万円**以下の**罰金**
(法人に対しては最高5,000万円)

※令和2年7月1日に
家畜伝染病予防法
一部改正の施行に伴う罰則強化

税関検査場



動物検疫所カウンター

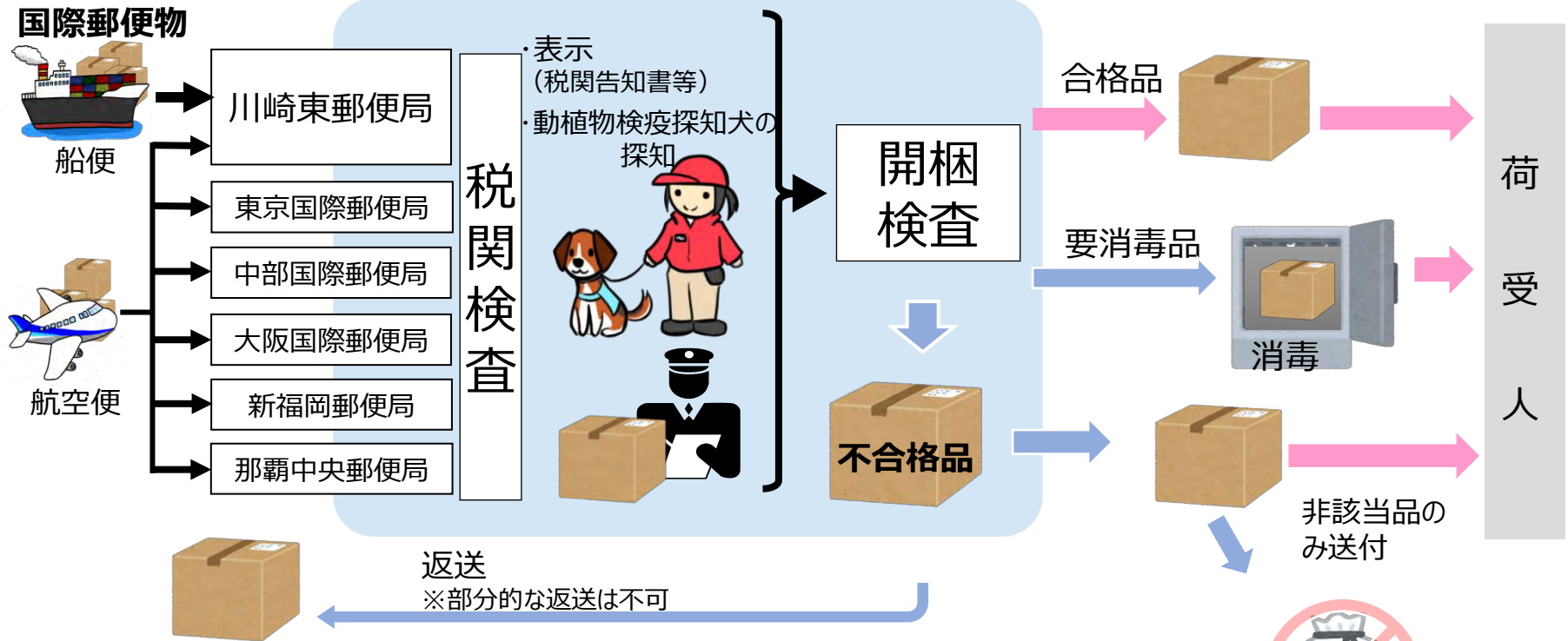


悪質な場合



国際郵便物の輸入検査

- ・全国の国際郵便局（6 か所）において、日本郵便及び税関と協力して検査を実施
- ・権限強化等による違反品の急増



国際郵便物の違反畜産物摘発件数及び重量

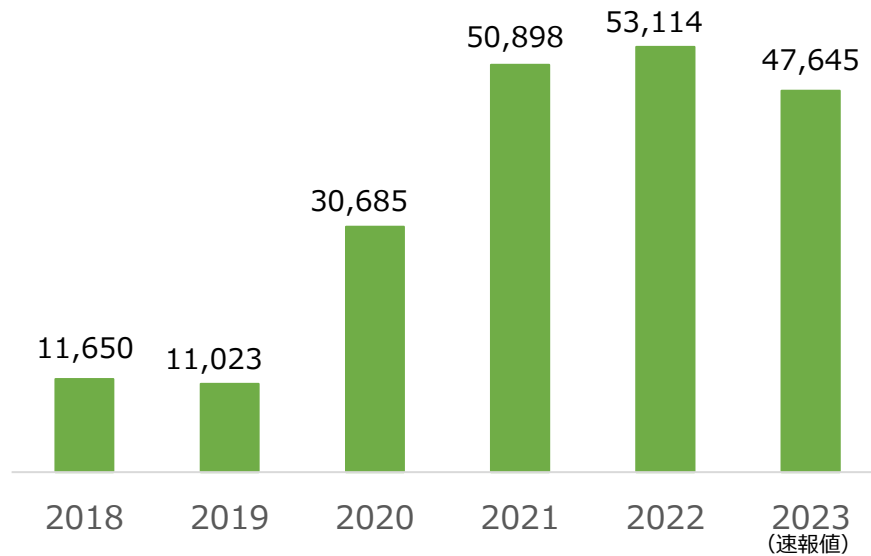
年度	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年 (速報値)
摘発件数 (重量)	11,023件 (15,071 kg)	30,685件 (47,918 kg)	50,898件 (85,703 kg)	53,116件 (85,683 kg)	47,645 (73,095kg)



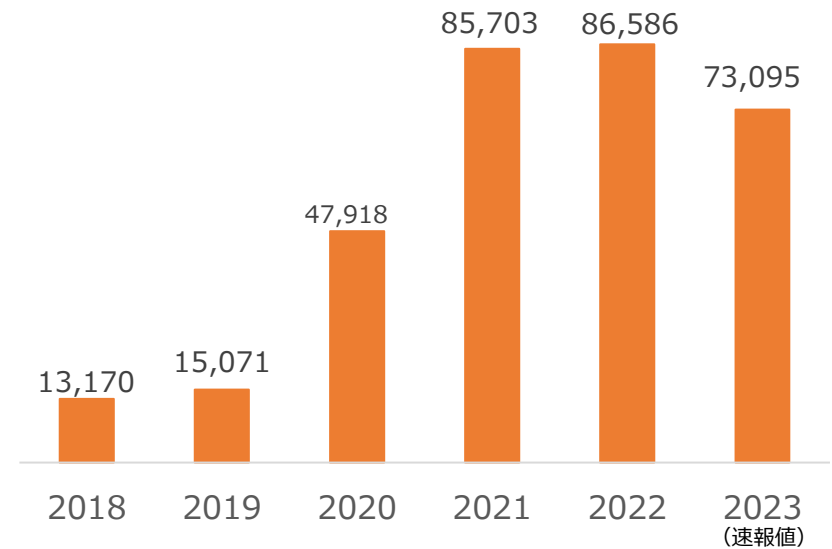
**不合格品
焼却**

郵便物で持ち込まれた違法畜産物の摘発状況

郵便物による輸入禁止品等の件数（件）



郵便物による輸入禁止品等の数（kg）



○摘発上位国・地域の状況（件数順）
＜2022年＞

	国・地域	件数（件）	重量（kg）
1	中国	42,115	46,937
2	ベトナム	5,818	34,535
3	アメリカ	1,095	496
4	モンゴル	952	662
5	タイ	891	1,659
6	韓国	288	387

＜2023年（速報値）＞

	国・地域	件数（件）	重量（kg）
1	中国	34,095	40,693
2	ベトナム	7,792	26,224
3	モンゴル	1,116	832
4	アメリカ	981	379
5	タイ	963	1,237
6	インドネシア	499	766

本日の内容

1. 動物検疫の概要
輸入検疫の強化

2. 輸出促進

3. 国内支援 他

MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

輸出畜産物の検査の流れ



1 相手国政府の受入条件確認

2 輸出検査申請

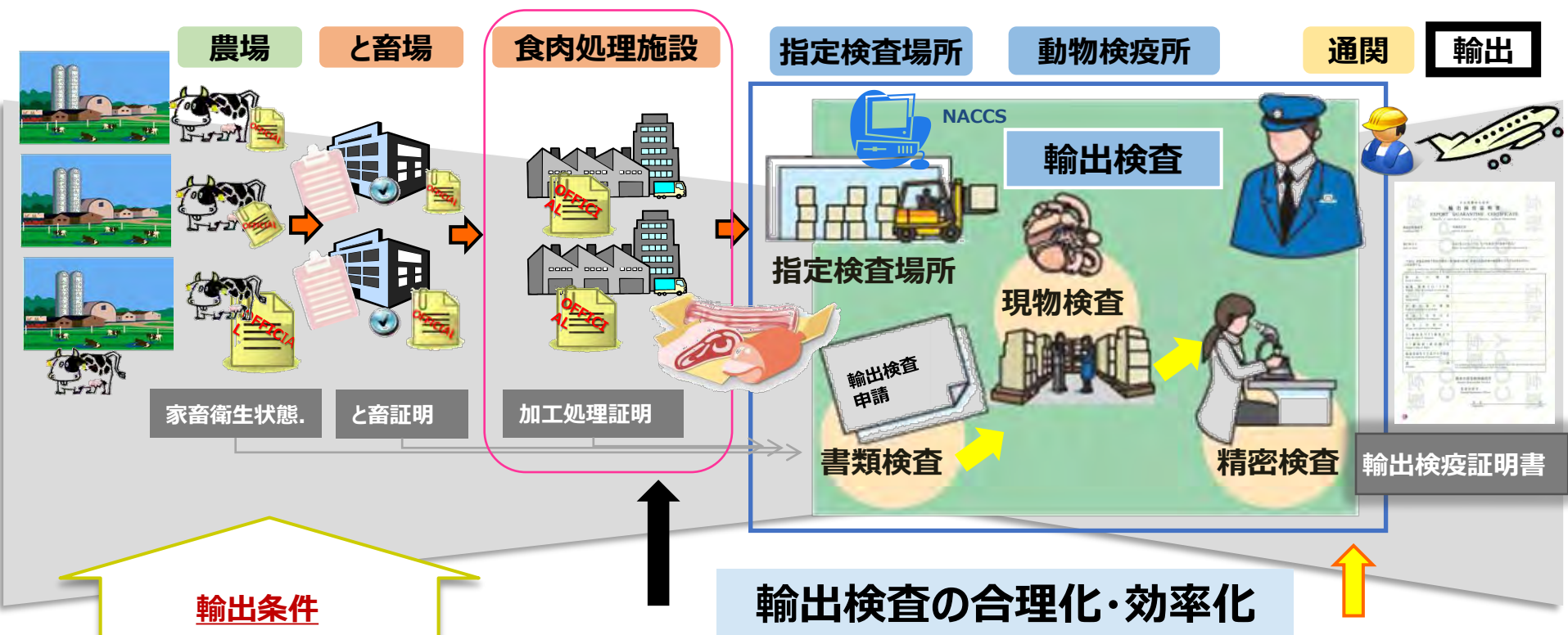
3 輸出検査の実施

4 輸出検疫証明書の交付

通関手続・輸出許可

検査場所は、動物検疫所または
家畜防疫官が指定した場所

牛肉等の畜産物の輸出検査（家畜伝染病予防法）



輸出条件

- + 家畜伝染病発生状況、農場における衛生管理状況の確認
(都道府県家畜保健衛生所：家畜伝染病予防法)
- + と畜場・食肉加工施設における衛生・品質管理状況の確認
←輸出国の認定施設
(地方自治体保健所等：と畜場法、食品衛生法)
- + 保管・輸送中の衛生状態の確認

輸出検査の合理化・効率化

★書類検査の一環としての現地調査を実施
輸出先国の条件との適合状況や工場のシステム全体を幅広く確認

- ☑ 原料・製造工程の管理方法
- ☑ 作業手順書等
- ☑ 作業員の教育方法 等

⇒現地調査済み施設として所内で共有

★輸出検査時の

- ☑ 添付書類の省略
(製品説明書等)
- ☑ 現物検査の省略
(抜き打ちで実施)
- ☑ サンプル検査を実施
(指定施設への搬入が不要)

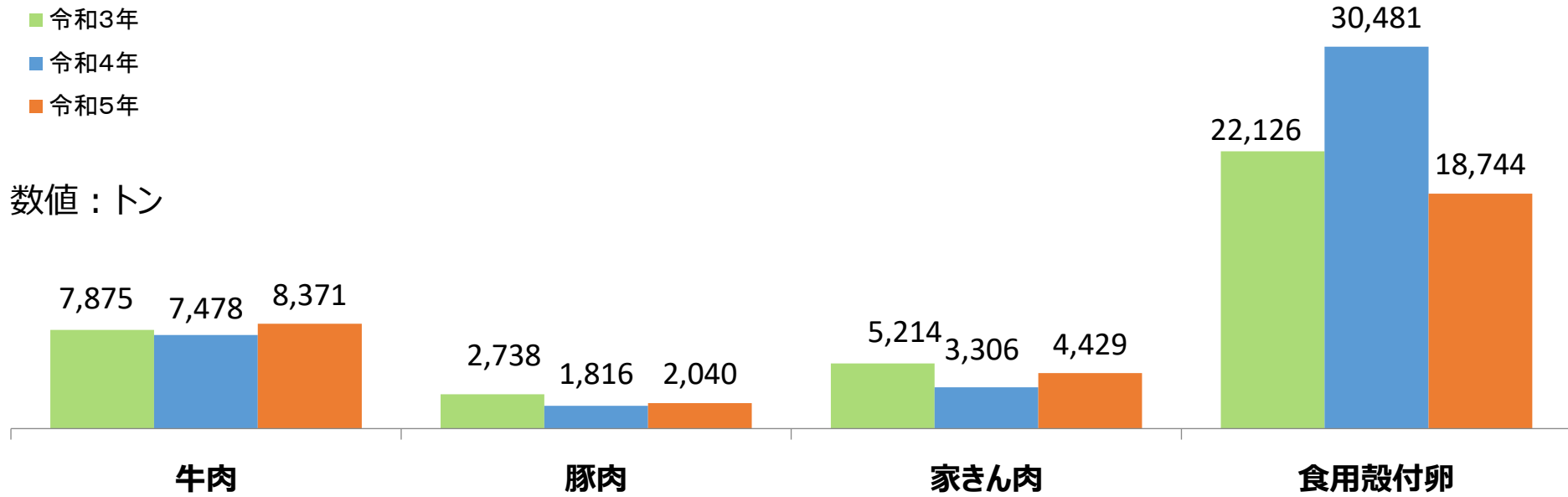
輸出者のメリット

農林水産物の輸出促進、2030年に輸出額 5 兆円目標の達成目標

牛肉等の畜産物の輸出検査（家畜伝染病予防法）

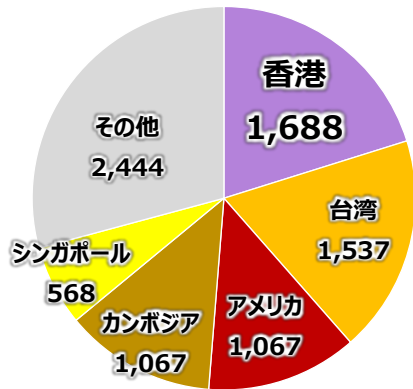
■ 令和3年
■ 令和4年
■ 令和5年

数値：トン

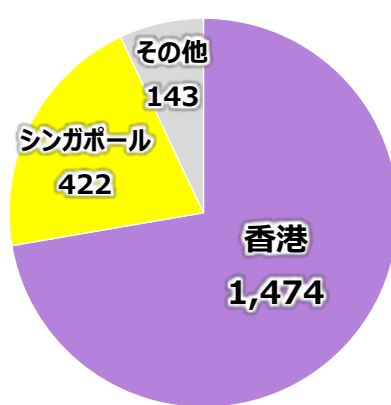


令和5年国・地域別内訳（数値：トン）（速報値）

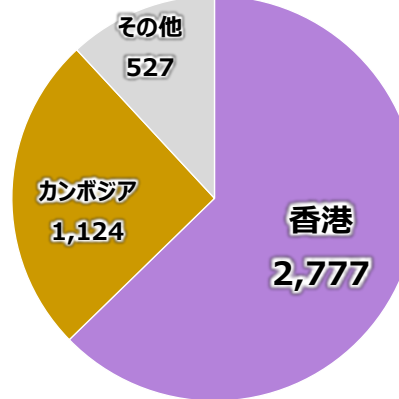
牛肉



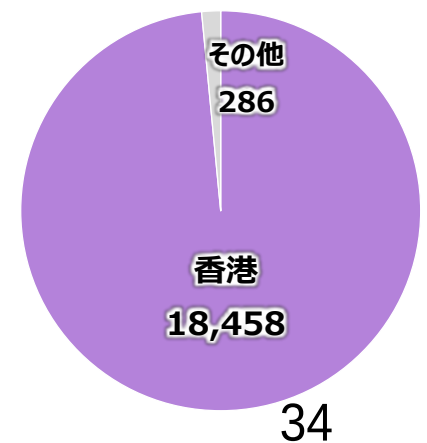
豚肉



家きん肉



食用殻付卵



本日の内容

1. 動物検疫の概要
輸入検疫の強化

2. 輸出促進

3. 国内支援 他

MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

国内防疫支援の取組

国内発生時に備えた 緊急支援体制の整備

● 緊急支援チームの人材確保

- ・都道府県が行う防疫措置を支援するために必要な人材

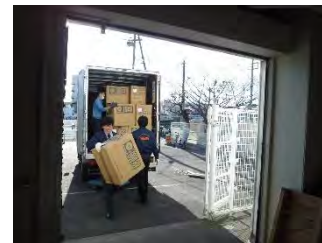
● ワクチン、防疫資材の備蓄、管理

- ・防疫資材の確保、管理
- ・大型防疫資材の利用 等

● 関係者との連携強化

- ・都道府県等地方自治体との連携

防疫資材の保管・管理・搬出入



大型防疫資材の搬出入



都道府県との情報共有



防疫資材の保管

保管場所

北海道・東北支所
胆振分室

神戸支所
(荻藻検疫場)

横浜本所

門司支所
(新門司検疫場)

中部空港支所名古屋出張所
(野跡検疫場)

動物検疫所で保管する主な防疫資材

資材名	胆振	横浜	中部	神戸	門司
電気殺処分機	7台	48台	17台	15台	15台
移動式レンダリング装置	1台	1台	1台		1台
盛土用法面保護資材	1式		1式		1式
除染tent	3式	3式	2式		24式
移動式焼却炉			3機		1機
広域防除機			1機		1機
泡殺鳥システム			1機		1機
移動式車両消毒機					5台
防疫用物品 (防護服、医療用廃棄物容器等)	○	○	○	○	○
ワクチン		○		○	○

令和5年12月時点

● 電気殺処分機



● 移動式レンダリング装置



農場で牛・豚の死体を破碎・加熱処理する装置
〈処理能力：豚
2,000頭/日〉

● 盛土用法面保護資材



家畜の死体を地上で埋却するために用いる資材
〈収容能力(1式)：
豚1,000頭×2セット〉

● 除染tent



発生農家等からの退出時、作業員の除染に利用

● 移動式焼却炉 (左：非組立型) (右：組立型)



農場で主に家さんの死体等を焼却する装置
処理能力：鶏 (左) 2,400羽/日 (右) 6,400羽/日

● 広域防除機



畜舎・車両の消毒、汚染物品の消毒に利用

● 泡殺鳥システム



平飼い鶏舎や限られたスペースの中で鶏を殺処分する装置

● 移動式 (組立式) 車両消毒機



動物検疫所で保管する新たな防疫資材

野生いのししにおけるアフリカ豚熱防疫資材

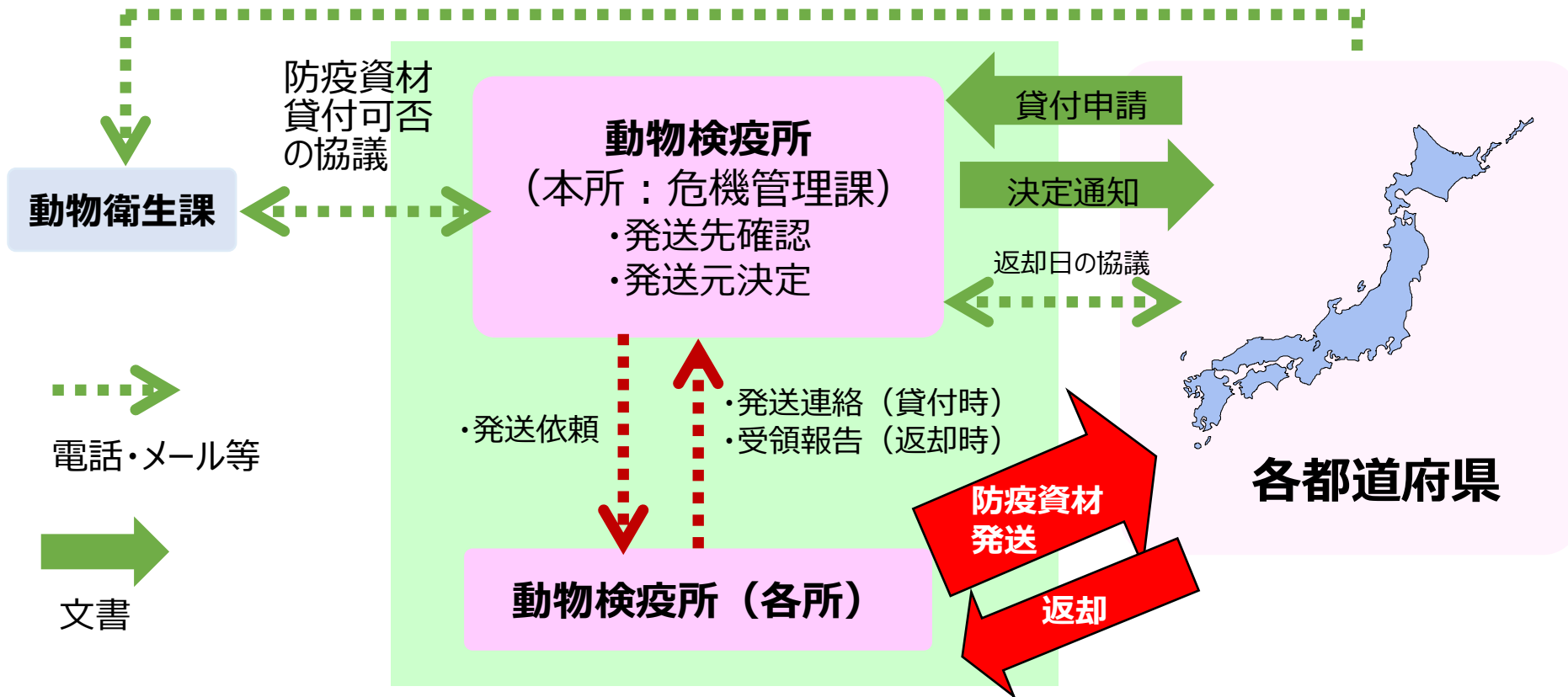
資材名	胆振	横浜	中部	神戸	門司
野生いのししにおけるASF防疫資材			○		

物品		備蓄数
電気柵	森林敷設型 (5段 1,000m、2段 2,000m)	2セット
	一体型 (100m)	20セット
	簡易型 (15m)	12セット
死体輸送	納体袋	200個
	ソリ	4 個
	担架	4 個
	背負子	6 個
死体処理	生分解性シート	120枚
その他	大型樹脂製袋 (ポリ袋)	100枚
	シューズカバー	50足

防疫資材の貸付手続について

家畜伝染病予防法第49条に基づく防疫資材の貸付要領の制定について
(平成25年10月1日付け25消安第3228号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知)

防疫資材貸付に関する連絡



円滑な貸付のため、貸与した防疫資材の適切な使用と管理、
使用後の速やかな返却をお願いしたい。

国内防疫支援の実績

職員派遣

CSF;豚熱
HPAI;高病原性鳥インフルエンザ

	派遣先 都道府県数	派遣者数 (のべ人数)	業務内容
令和3年度	CSF 7 HPAI 11	CSF 228人日 HPAI 43人日	殺処分、疫学調査チーム、 作業拠点～農水省との連絡調整
令和4年度	CSF 3 HPAI 27	CSF 37人日 HPAI 270人日	殺処分、疫学調査チーム、 作業拠点～農水省との連絡調整
令和5年度	CSF 3 HPAI 9	CSF 20人日 HPAI 27人日	殺処分、疫学調査チーム、 作業拠点～農水省との連絡調整

防疫資材の貸付

貸付件数	貸付した主な防疫資材
令和3年度 13件 令和4年度 14件 令和5年度 4件	防疫用物品 ：防護服、長靴、マスク、ゴーグル型メガネ、手袋、フレコンバッグ、ボンベ用ホーン、医療用廃棄物容器 等 大型防疫資材 ：電気殺処分機、移動式レンダリング装置、移動式焼却炉（防疫演習）、泡殺鳥システム（防疫演習）、

動物検疫所受託検査

- ・動物検疫所では都道府県からの受託検査を実施
- ・動物検疫所受託検査規程に基づき、受託検査依頼書を提出
- ・検体輸送費用を除き、検査手数料なし

受託検査の近年の実績

対象疾病	動物種	検査法
馬ウイルス性動脈炎	馬	中和試験
レプトスピラ症	犬	顕微鏡凝集試験
ピロプラズマ症	馬	間接蛍光抗体法

詳細は「動物検疫所受託検査規程」（令和6年3月5日付け5動検第934号）を御参照ください。

動物の輸入検査(犬、猫、サル、水産動物)

犬猫の輸入検査 (狂犬病予防法)



検疫施設(犬舎・猫舎)



検疫対象疾病：狂犬病 (犬、猫、きつね、あらいぐま、スカンク)

- 狂犬病発生地域からの輸入の場合、マイクロチップによる個体識別、ワクチンの2回接種、抗体検査、180日の待機期間が必要。条件を満たしていない場合は、最長180日の係留検査

サルの輸入検査

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)



検疫対象疾病：エボラ出血熱・マールブルグ病 (霊長類)

- 係留施設での30日間の臨床検査

水産動物の輸入許可業務

(水産資源保護法)



検疫対象疾病：コイヘルペスウイルス病、イエローヘッド病 等24疾病

対象動物：こい、きんぎょその他のふな属魚類、まだい、くるまえばい属のえび、まがき、まばや 等21種

動物検疫業務に関する調査研究

検査技術の開発及び改善

- ・分子生物学的手法を活用した検査体制整備
- ・肉及び調製品の加熱確認法の検証



新たなリスク管理、措置の提案

- ・輸入禁止品のウイルス汚染状況調査（ASFV等）
- ・輸入肉等処理施設のリスク低減措置状況調査
- ・検疫探知犬の探知実績分析
- ・指定検疫物保有者のプロファイリング 等



リスク評価

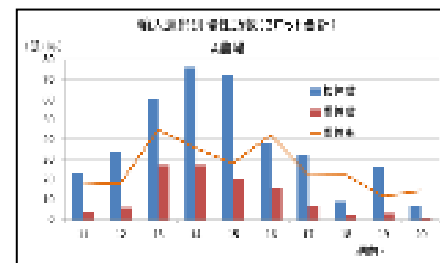
- ・動物、畜産物の輸入に伴う疾病の国内への伝播の危険性の評価



その他動物衛生業務に資するもの

- ・海外の疾病発生状況
- ・輸出国の疾病管理体制情報
- ・輸入動物の監視伝染病以外の疾病サーベイランス

(例)「豚サージウイルス2型の浸潤状況調査」



「輸入カニクイザルにおける結核症の集団発生事例」獣医学術奨励賞受賞



他機関との連携

微生物の分与

- ・2008年以降、輸入検疫で分離した病原体284株を国内及び海外（ドイツ、オーストラリア、韓国、イタリア、米国、タイ）の学術研究機関へ分与
- ・分与株はワクチン候補株としての検証、病原性解析や分子疫学解析、新しい診断方法の開発等に活用され、国内外の家畜衛生の向上に寄与

分与した微生物	件数	株数 (延べ数)
鳥インフルエンザウイルス	41	93
馬インフルエンザウイルス	10	16
豚インフルエンザウイルス	2	3
その他	8	172

馬インフルエンザウイルス

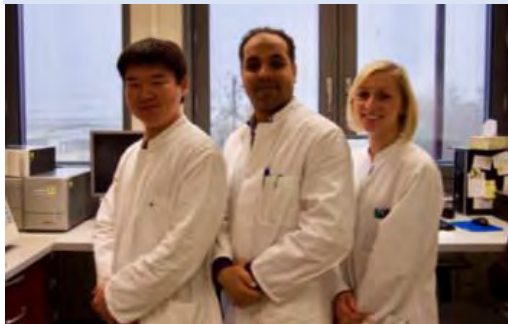
A/equine/Yokohama/aq
13/2010 (H3N8)
欧州産馬から分離
国内製造ワクチン株 (Fc2)
として使用

鳥インフルエンザウイルス

A/duck/Japan/AQ-HE29-
22/2017 (H7N9)
旅客放棄畜産物から分離
新たなPCR系の構築や検証に
使用

国際機関との連携

ドイツWOAHリファレンスラボ
ラトリーからの鼻疽検査技術
の導入 (平成28年)



オーストラリア政府機関との
ヨーネ病検査の相互確認
(平成29年)



英国研究所における
小反芻獣疫の検査技術導入
(平成29年)



都道府県と連携した取組の推進

検疫強化

携帯品
郵便物検査の強化

- 事前対応型注意喚起／発生予防
外国人技能研修員、生産者、港湾関係者等への情報提供
- 空海港、イベントでの連携キャンペーン
- 在留外国人、技能実習生、食材店への広報
- 着地検査と輸入検疫の一体化
輸出国情報と検疫情報の共有 **+** 着地検査情報のフィードバック
- **動物検疫所職員と都道府県の職員の人事交流、派遣**

輸出促進

- 輸出手続きの簡素化、円滑化
- 輸出者等との協力
- 生産、加工、流通関係施設への輸出検査、査察

国内支援

- 国内発生時の緊急支援(人材育成、防疫資材の管理)
- 検査職員の派遣、研修等
- 都道府県からの受託検査



動物検疫所Webサイト

**アフリカ豚熱、鳥インフルエンザをはじめとした
海外からの伝染性疾患侵入を防止するため
職員一丸となって取り組んでいます。
御理解と御協力を！！**

お問い合わせ先

農林水産省 動物検疫所

企画管理部 企画調整課

電話：045-751-5923

E-mail：aqs.yokkikaku@maff.go.jp